

(別紙) エコファーマー導入技術一覧

エコファーマーは、次の第1，2，3から各々1以上の技術を導入すること。

第1 土づくりに関する技術

(1) たい肥等有機質資材施用技術

土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。

(2) 緑肥作物利用技術

土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

第2 化学肥料低減技術

(1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

第3 化学農薬低減技術

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

(2) 機械除草技術

有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。

(5) 対抗植物利用技術

土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

(7) 天然物質由来農薬利用技術

有効成分が化学的に合成されていない農薬として農林水産大臣が定めるものを利用する技術をいう。

(8) 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(9) 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(10) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

(11) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

(12) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。

(13) マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。